

団体登録書類の記入にあたっての注意事項

※記入前、提出前に各チェック項目を必ずご確認ください。

＜全ての書類共通＞

- 必ず**ボールペンで記入**してください。（鉛筆や消せるボールペン等の使用は不可）
- 修正する場合は、修正箇所に**二重線を引いて修正してください**。修正テープ等での修正は不可となります。
- 『青少年団体』または『成人団体』の登録要件を満たしているか、再度ご確認ください。

※登録要件は、裏面「団体登録について」をご参照ください。

＜青少年団体等登録申請書＞

- 『連絡責任者』は、施設の利用について等で、当館から連絡をする際の窓口となる方を記入してください。
※代表者と同じ方でも可
- 『前年度活動実績』および『今年度活動予定』は、**参加または参加予定のイベント、活動名等を具体的に記入**してください。※登録申請書記入例をご参照ください。
- 『会員数』は、別紙「会員名簿」に記入されている人数と一致させてください。
- 会員全員が小・中・高校生の場合**は、『保護者署名欄』に**2世帯分の署名**を必ず記入してください。
(保護者の自署のみ有効)

＜会員名簿＞

- 当施設を利用する全ての会員の方を記入してください。
- 書式は問いませんが、「氏名」「住所」「電話番号」「年齢」「学校名または勤務先名と所在地（在勤・在学の方のみ）」は必ず記載してください。
- 江東区「在勤」または「在学」の場合、**住所欄には自宅住所を記入**し、**「学校名/勤務先」欄に名称と所在地を必ず記入**してください。
- 担当のうち、『代表者』と兼任可能なのは『連絡責任者』のみです。**『会計』は代表者以外の方とする必要があります**のでご注意ください。
- 電話番号は、必ず連絡がつく番号を記入してください。
※個人情報等の理由で電話番号を把握していない（または把握できない）会員がいる場合は、事務室までご相談ください。

＜規約（会則）＞

- 記入例を参考に、団体の活動内容に沿って具体的に記入してください。
※第1条～第8条までの項目が含まれていれば、書式は問いません。
- 『第5条 会費』は、**営利を目的とした団体ではない旨を証明するために、支払い方法や金額、用途を具体的に記入**してください。

＜提出時＞

- 上記すべての項目はご確認いただけましたか。**
- 審査には、5分～10分程度かかります。時間に余裕のある際にお越しください。
- 郵送での提出時、**郵送料は利用者様負担**となりますのでご了承ください。

団体登録について

① 青少年団体・成人団体とは…

青少年交流プラザでは、青少年の自主的活動支援のために『団体登録』制度を設けています。

青少年交流プラザで継続して活動することが条件で、優先予約で一般団体より早く施設の予約ができたり、施設使用料が無料または50%減額になるなど優遇措置があります。

● 青少年団体の要件

- ① 会員は5名以上で、江東区内に在住・在勤・在学が過半数であること
- ② 会員の過半数が22歳以下であること
または会員の過半数が35歳以下であり、0～15歳（1名以上）の会員を対象とした健全育成の活動を行う団体であること
- ③ 代表者が、江東区内に在住・在勤・在学のいずれかであること
- ④ 組織および活動のための規約をもつこと
- ⑤ 活動をおこなうための経理機構（会計）をもつこと
- ⑥ 青少年交流プラザの事業・運営に関して協力できること

【優遇措置】

- ① 施設使用料無料
- ② 施設の優先予約

● 成人団体の要件

- ① 会員が5名以上で、江東区内に在住・在勤・在学が過半数であること
 - ② 会員の過半数が35歳以下で、左記の青少年団体の基準を満たさないこと
 - ③ 代表者が江東区内在住・在学・在勤のいずれかであること
 - ④ 組織及び活動のための規約をもつこと
 - ⑤ 活動をおこなうための経理機構（会計）をもつこと
 - ⑥ 青少年交流プラザの事業・運営に関して協力できること
- 【優遇措置】
- ① 施設使用料2分の1
 - ② 施設の優先予約

② 団体登録期間…

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。年度途中でも登録できます。

③ 登録団体の申請をするには…

- ① 「団体登録申請書」「会員名簿」「規約」を提出します。会員全員が高校生以下の場合は保護者（2家族）の署名が必要です。
- ② 登録団体としての活動を認めるか審査をおこないます。
- ③ 承認されると「登録団体カード」を発行します。有効期限まで大切に保管してください。

④ 活動日が決まったら…

「団体登録カード」を持って、青少年交流プラザ窓口で活動予定日と施設（レクホール・音楽スタジオなど）が空いているか確認してください。予約数に制限はありませんが無計画な予約はしないよう心がけてください。（優先予約は予約数に制限があります）

⑤ キャンセルについて…

何らかの理由で予約日に活動ができなくなったときは、事前にプラザに連絡してください。キャンセルを繰り返すと他の団体さんの活動の妨げにもなるので活動予定は計画的にお願いします。

⑥ 登録内容が変わったら…

団体名・代表者・連絡責任者・会則・会員数など、登録内容に変更が生じた場合はすみやかに「団体登録変更届」を提出してください。